

2007 年第 197 號法律公告

《2007 年〈2006 年危險品 (航空托運) (安全) 規例
(修訂附表) 令〉(修訂) 令》

(由民航處處長根據《危險品 (航空托運) (安全) 規例》
(第 384 章，附屬法例 A) 第 9 條作出)

1. 生效日期

本命令自民航處處長以憲報公告指定的日期起實施。

2. 修訂附表

(1) 《2006 年危險品 (航空托運) (安全) 規例 (修訂附表) 令》(2006 年第 76 號法律公告) 第 2(7) 條現予修訂，廢除“第 7B(1) 條”而代以“第 7B(1)(d) 條”。

(2) 第 2 條現予修訂，加入——

“(8) 附表第 II 部現予修訂，加入——

“第 7B(1)(f) 條

第 1 部第 4.3 章。”。

民航處處長
羅崇文

2007 年 10 月 16 日

註 釋

本命令修訂《2006 年危險品 (航空托運) (安全) 規例 (修訂附表) 令》(2006 年第 76 號法律公告)，以實施 2007–2008 年版《危險品安全空運技術指令》(“《技術指令》”) 所引入的若干新規定。《技術指令》是按照國際民航組織理事會的決定而批准和發布的。

2. 該等新規定要求貨運代理人的員工須完成符合下述說明的培訓課程——
 - (a) 已獲民航處處長批准者；及
 - (b) 由符合《技術指令》第 1 部第 4.3 章所列明的規定的教員提供者。